

被害に遭われた方へ

ひとりでも
悩まないで



事件や事故等に遭われた被害者とそのご家族のための支援団体です。

山形県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

YAMAGATA VICTIM SUPPORT CENTER

公益社団法人 **やまがた被害者支援センター**

〒990-0031 山形市十日町一丁目6-6

山形県保健福祉センター内

電話 **023-642-3571** FAX023-676-5630

(土・日・祝日・年末年始は休みとなります。)

ホームページ <http://www.yvsc.jp>

当センターは 「被害者支援の民間団体」です。

犯罪や不慮の事故に遭った被害者やそのご家族の多くは、身体的、経済的な被害に加え、心の傷(トラウマ)や心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に苦しまれております。

近年、被害者等の置かれた現状と支援の必要性の認識が高まり、法律や制度が整備されつつありますが、未だ十分とはいえません。

山形県内においても、予期しない事件や事故が発生しており、県民誰もが被害者となる可能性があります。

当センターは、被害者やその家族の方々を抱える悩みや心のケアについて支援するとともに、被害者等のおかれた現状を広く県民に訴え、被害者に対するきめ細やかな支援と、その環境づくりを目的に活動しております。

お気軽にご相談下さい。当センターは、秘密を守ります。



被害に遭われた方へ

事件や事故に遭うと、最初のうちはショック状態が続くことが多く、体や心に変調をきたします。事件直後は大丈夫でも、時間が経ってから記憶がよみがえったり、症状が現れたりすることもあります。

- 誰にも話せず悩んでいませんか。
- 緊張や動悸はありませんか。
- 下痢や吐き気などの症状はありませんか。
- 眠れないことはありませんか。

事件そのものがどうしても信じられず、悲しむことさえもできずに過ごされる方もいます。

これは決して異常なことではありませんが、周囲の人に理解されず、つらい思いをすることがあるかも知れません。「誰かと話をしたい、誰かに話を聞いてほしい。」と思ったとき、是非「**やまがた被害者支援センター**」へ電話をかけて下さい。(裏面の相談電話へ)



(公社)やまがた被害者支援センター活動内容

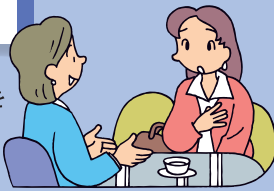
電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連絡を密にし、市民の立場に立った支援活動を専門的な訓練を積んだ相談員が相談に応じます。



面接相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連絡を密にし、市民の立場に立った支援活動を専門的な訓練を積んだ相談員が直接お会いして相談に応じます。また、必要に応じて専門家(弁護士・医師・臨床心理士等)が対応いたします。*要予約



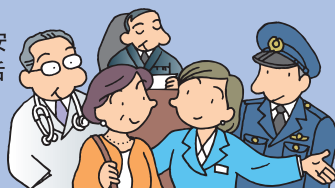
広報・啓発活動

被害者のおかれた現状と支援の必要性を地域の方々に理解していただくための広報・啓発活動を行います。



直接的支援

被害に遭われた方やご家族が心細さや不安を少しでも和らげられるよう「直接的支援」活動としてご自宅への訪問支援、情報の提供、病院・警察署・検察庁・裁判所への付き添い等を行います。



支援員の育成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか専門講師の指導を得て、相談受理等、支援活動の向上を図っていきます。

やまがた被害者支援センターの直接支援

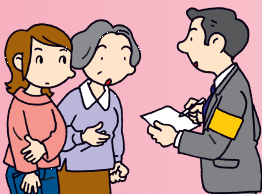
犯罪の発生、警察の捜査

検察官の捜査・起訴

裁判

自宅訪問

被害後、外出することが難しい方には支援活動員が、自宅を訪問することもあります。



情報の提供

刑事手続きの流れや被害者保護にかかわる機関等の説明を行います。



病院への付き添い

病院での治療・検査に付き添うこともできます。



警察署への付き添い

警察での事情聴取や実況見分のときに、付き添うこともできます。

裁判所への付き添い

刑事裁判を傍聴するときや証言・意見陳述のために出廷するとき、付き添うこともできます。

(証言や意見陳述の際、裁判所が認めた場合は被害者の傍に付き添うことができます。)



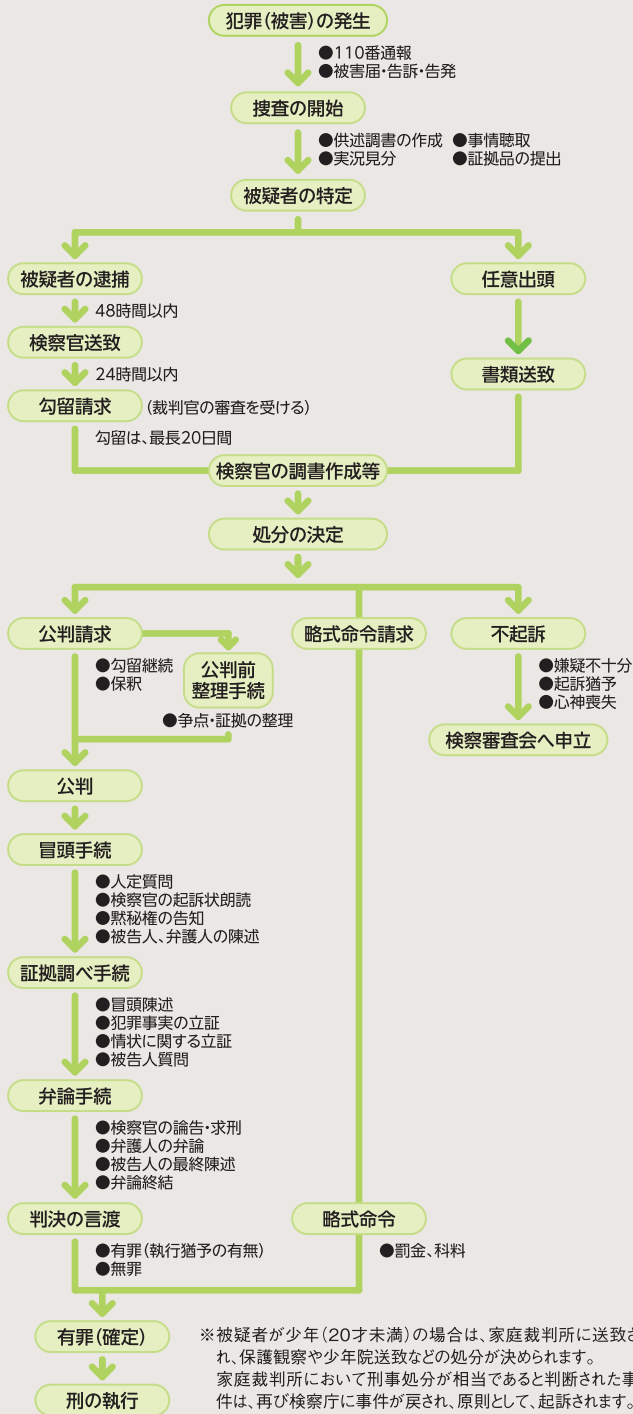
検察庁への付き添い

検察官の事情聴取や相談に行くとき、付き添うこともできます。(支援員の同席が認められない場合があります。)



被害に遭われた方は、その直後から様々な困難に直面し、いままで経験したことのないできごとに対応するなど、不安な日々を過ごしております。やまがた被害者支援センターは、被害者のニーズに応じて、自宅訪問、情報の提供、病院・警察・検察庁・裁判所への付き添いなどの支援を行っています。

刑事手続の流れ(成人)



関係機関による支援・救済の概要

やまがた被害者支援センターは、山形県警察本部、山形地方検察庁、山形県弁護士会等の関係機関と協力しながら支援活動を行っています。関係機関は、次のような支援・救済を行っています。

制度の名称	制度の概要	担当機関
犯罪被害 給付金の支給	故意の犯罪行為により死亡された被害者のご遺族や重い障害が残った方、重傷病を負った方に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給します。 また、山形県警察では、「給付金」によって返済することを条件として、30万円を上限に無利子で生活資金を貸付けるも行っています。	山形県警察本部 犯罪被害者支援室 023(626)0110
緊急支援金の 支給	被害者支援センターでは、緊急に支援を必要とされる方に10万円を上限に緊急支援金を支給します。	(公社)やまがた 被害者支援センター 023(642)3571
民事上の 損害賠償請求	犯罪の被害者は、民事上の不法行為の規定に基づき、加害者等に対して財産的損害や精神的損害の賠償を請求することができます。 また、申し出により、刑事裁判記録を閲覧・謄写し、それらの資料を民事上の損害賠償請求に活用することができます。 賠償請求については、山形県弁護士会の犯罪被害者センターが相談に応じてくれます。	山形県弁護士会 犯罪被害者センター 023(622)2234
福祉支援	犯罪の被害により、生活が困窮したり、身体に障害を持つようになった際は、各市町村の各種福祉サービスや支援給付、生活資金貸付制度等を利用できる場合があります。	各市町村の 福祉担当窓口
税法上の救済	犯罪により負傷して医療費を支払い、または身体に障害が生じた方は、「医療費控除」、「障害者控除」を受けられる場合があります。 また、慰謝料、その他損害賠償金、見舞金は非課税とされます。 詳しくは税務署にお問い合わせください。	最寄りの税務署
暴力団犯罪に 関する 訴訟支援	暴力団から被害を受けた方が暴力団を相手に損害賠償請求の民事訴訟を起こす場合、裁判手続きなどに関して、費用等の支援を受けることができます。 また、県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターでは、訴訟のための支援を行っております。	山形県暴力追放 運動推進センター 023(633)8930 山形県弁護士会 民事介入暴力被害者 救済センター 023(622)2234
交通事故に 関する相談	交通事故の賠償責任問題、示談の進め方、保険の請求などの相談に応じます。	山形県 交通事故相談所 023(630)3047 山形県交通事故 相談所 庄内支所 0235(66)5452 山形県弁護士会 023(622)2234
犯罪被害者 遺児に対する 奨学金	犯罪被害者遺児等の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な方に対する奨学金や学用品費の給与等の援助を行います。	財犯罪被害者救済基金 03(5226)1020

電話相談

相談電話番号

な や み ゼロ
023-642-7830

- 開設日／月曜日から金曜日(年末年始・祝日は休みとなります。)
- 時間／午前10時から午後4時まで
- ボランティアの相談員がお受けします。 ■相談は無料です。
- 秘密は厳守します。

庄内出張相談所 相談電話番号

ゼロ な や み
0234-43-0783

- 開設日／毎週水曜日(祝日および年末年始を除く)の午前10時から午後4時まで

面接相談

必要に応じて専門家が対応します。(弁護士、医師、臨床心理士等)

直接相談

裁判所・検察庁・警察署・病院などへの付き添いや日常生活の支援などを、必要に応じて直接支援員が対応します。

やまがた性暴力被害者サポートセンター



べにサポ やまがた

相談電話番号

023-665-0500

- 開設日／月曜日から金曜日(年末年始・土・日・祝日は休みとなります。)
- 時間／午前10時から午後9時まで
- 専門の女性相談員がお待ちしています。ひとりで抱え込まずにお電話ください。秘密は守られます。



やまがた被害者支援センターは

事件や事故等に遭われた被害者と
その家族を支援する民間団体です。